

令和7年度中之条町地域商品券 Q&A

番号	項目	質問	回答
問 1	全般	地域商品券の交付は、何のために行うのですか。	エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者の家計負担の軽減と商店等での販売促進など地域における消費活動を喚起し、地域経済の活性化を図ることを目的として行うものです。
問 2	期間	いつ配布されるのですか。 近所の家には配達されたのにうちにはまだ来ていない。	2月下旬よりヤマト運輸宅急便にて配達予定です。不在票があればそちらにご連絡ください。 件数が多いため最大で2週間程度かかる見込です。 地区等の違いによって配達状況にバラつきがあるかもしれません。 3月中旬になっても届かない場合は役場地域共創課へご連絡ください。
問 3		中之条町から地域商品券が届く時に、自宅で受け取れない場合はどうすればいいですか。	ヤマト運輸宅急便でのお届けとなります。不在票等の対応でもお届けできない場合には、役場地域共創課に商品券が戻されますので、個々に対応させていただきます。役場地域共創課にご連絡ください。
問 4		交付対象者は誰ですか。住民基本台帳に記録されていない場合は対象にならないのでしょうか。	対象者は、基準日(令和8年2月1日)において、住民基本台帳に記録されている方(外国人含む)で、1人当たり1万2千円分の中之条町内で使える地域商品券を交付することとしています。
問 5		地域商品券を受け取るのは、誰になるのですか。	受給権者は、その方の属する世帯の世帯主になります。
問 6	交付対象	2月1日(基準日)に生まれた子供は交付対象者となりますか。	交付対象者となります。2月1日以降に生まれたお子さんは、交付対象者なりません。
問 7		基準日以降に亡くなった人は、交付対象者となりますか。	基準日(2月1日)以降に亡くなられた人についても、交付対象者となります。 ただし、基準日以降に、受給権者となっている世帯主が、交付を受けることなく亡くなれた場合、 ・当該世帯主以外の世帯員がいる場合は、原則として、その世帯員のうちから新たに世帯主となった方が交付を受けることとなります。 ・単身世帯の場合は、世帯自体がなくなってしまうことから、交付されません。

番号	項目	質問	回答
問 8	交付対象	外国人は交付対象者ですか。	住民基本台帳に記録されている外国人は、交付対象者となります。外国人のうち、短期滞在者及び不法滞在者は、住民基本台帳に記録されていないため、対象となりません。ただし、基準日において短期滞在者であった方のうち、基準日前において住民基本台帳に記録されており、基準日後において再度住民基本台帳に記録された場合、交付対象者となります。なお、交付対象者である難民認定申請中の方で、そのお子さんが基準日(2月1日)時点で短期滞在者であるため住民基本台帳に記録されていない場合、そのお子さんも給付対象者となります。
問 9		住民税非課税世帯、年金受給世帯、失業保険受給世帯、生活保護受給世帯の人は、交付の対象者とならないのでしょうか。	収入による条件はありません。年金受給世帯であること、失業保険受給世帯であること、生活保護の被保護者であることに関わらず、交付対象となります。
問 10		世帯全員分あるいは世帯の一部の方の交付を辞退するには、どうすればよいでしょうか。	宅配便の受取拒否をいただくか、役場地域共創課にご連絡いただき、対応を相談させていただければと考えております。
問 11		地域商品券の交付を受けるにはどのような手続が必要ですか。どこに行けば申請ができますか。	申請いただくことなく、世帯主様へ世帯分を一括してお届けいたします。
問 12	商品券	地域商品券の交付金額と内容を教えてください。	町民1人あたり1万2千円です。
問 13			全店共通券:一枚あたりの券面額は1,000円で、すべての登録店舗で利用いただけます。1人あたり6枚。 一般店専用券:一枚あたりの券面額は1,000円で、一般店および飲食店で利用いただけます。1人あたり6枚。
問 13		地域商品券はどこで使えるのですか。	登録された取扱店舗で、一般店・大型店の区分に応じてご利用いただけます。 商品券に同封された登録取扱い店舗の一覧表をご確認ください。 ※町ホームページでは登録取扱店舗一覧表を随時更新して掲載しています。

番号	項目	質問	回答
問 14	店舗	地域商品券での支払に使用できないものは何ですか。	(1)不動産や金融商品 (2)商品券やプリペイドカードなど換金性の高いもの (3)風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務 (4)国税、地方税や使用料などの公租公課 (5)その他商品券の利用に相応しくないもの。
問 15		地域商品券取扱店舗に登録したいのですが、どうすればよいのでしょうか。	「令和7年度中之条町地域商品券取扱店舗登録申請書」に必要事項を記入いただき、郵送・メール・FAX・持参のいずれかの方法で、役場地域共創課までご提出ください。 ※登録申請書は中之条町ホームページからもダウンロードできます。
問 16		地域商品券を取り扱った場合の換金はどのようにするのですか。	「令和7年度中之条町地域商品券 取扱明細書」をご記入の上、使用された商品券を添えて、役場地域共創課または六合支所までご請求ください。 換金請求期限は令和8年9月30日までとなります。

中之条町役場 地域共創課 地域政策係
TEL:0279-75-8802 FAX:0279-75-6562
Mail:ki-chiiki@town.nakanojo.gunma.jp